

子育て応援臨時特別給付金の支給について

18歳以下の児童に対する国の「子育て世帯への臨時特別給付金」が、保護者の所得制限によって給付されない子育て世帯に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の給付金を支給する議案を1月31日開催予定の半田市議会臨時会に上程します。

1. 支給対象児童
高校生までの児童（平成15年4月2日～令和4年3月31日までの間に出生）であつて、保護者の所得が児童手当（本則給付）相当以上であるため「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象とならない児童
2. 支給対象児童数
1,660人（見込み）
3. 支給額
児童1人につき100,000円
4. 支給対象者
支給対象児童の保護者
5. 申請が不要な方
 - ①令和3年9月分の児童手当（特例給付）受給者
 - ②既に子育て世帯への臨時特別給付金を申請し、所得制限により支給対象とならなかった方
6. 申請が必要な方
 - ①所属庁から児童手当（特例給付）を受給している公務員
 - ②高校生もしくはそれに準ずる年齢の児童のみを養育する保護者のうち、所得制限により子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならない保護者
 - ③新生児の保護者のうち、所得制限により子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならない保護者
7. 支給方法及び支給時期
項番5に記載の申請が不要な方は、児童手当の登録口座もしくは子育て世帯への臨時特別給付金申請書に記載の口座に3月8日に振込予定。
項番6に記載の申請が必要な方は、申請受付後、申請書に記載の口座に順次、振込予定。
8. 周知方法
 - ①市報、市ホームページ、はんだっこネット、公式LINEに掲載する。
 - ②項番5に記載の申請が不要な方に対してはチラシを郵送する。
 - ③新生児の保護者に対しては、児童手当の手続き時に案内する。
9. 申請期限
令和4年3月31日
10. 予算措置

給付金給付事業費	166,000千円
給付金給付事務費	563千円